



所得税改革と 納税者番号制度

田近栄治

一橋大学 理事・副学長

国際・公共政策大学院教授

2010年4月21日

構成

I 所得税改革

- 下向きジェットコースターの不安
- 格差への対応－所得税の四位一体改革
- 日本の所得税－負担の実態
- 税額控除制度の効果

II 納税者番号制度－

適正課税と利便性のための基盤整備

- ドイツ(税務識別番号)
- イギリス(国民保険番号・NINO)
- オランダ(市民サービス番号・BSN)
- スウェーデン(個人識別番号・PIN)

資料出所

I 所得税改革

- 田近栄治・八塩裕之、「給付つき税額控除制度—税収確保と格差への対応」、未定稿、2009年。

II 納税者番号制度—適正課税と利便性のための基盤整備

- 政府税制調査会「ドイツ、イギリス、オランダ 調査概要（2009年6月7日~14日）」田近栄治（一橋大学）、辻山栄子（早稲田大学）水野忠恒（一橋大学）、2009年6月26日

<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/sg4kai4-2.pdf>

- 政府税制調査会海外調査報告（ドイツ、イギリス、オランダ）
2009年8月6日

<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/sg5kai5-2.pdf>

下向きジェットコースターの不安

- 伸びぬ賃金、広がる格差
 - 経済のグローバル化のもと雇用の海外移転
 - 国内正規雇用の非正規雇用による代替
 - 現役労働者の中の所得格差の拡大
- 増える社会保障負担
 - 少子高齢化社会
 - 年金、医療、介護の社会保障費の増大
 - 賦課方式により現役世代と将来世代が負担

下向きジェットコースターの不安

- 「最低賃金上げ もろ刃の剣」(日経新聞、2009年10月26日)、
 - 「今後も引き上げていくと、つぶれる会社出てくるはずだ」
 - 「縫製会社などのパート社員の賃金水準は最低賃金そのもの。それで中国などのメーカーと競っており、引き上げはその分競争力を低下させる」(鳥取県の最低賃金審査会委員)
 - 国内賃金の引下げ圧力が続いている

下向きジェットコースターの不安

- 伸びぬ賃金、広がる格差
- 少子高齢化で増大する社会保障負担



- 募る不安への財政支出による対応。持続可能でない支出は、国民の不安をさらに増幅。
- 子供手当、高校無償化、高速道路無料化、農家への所得保障・・・

景気浮揚効果と財政持続可能性への懸念による景気への負の効果。両面がある。

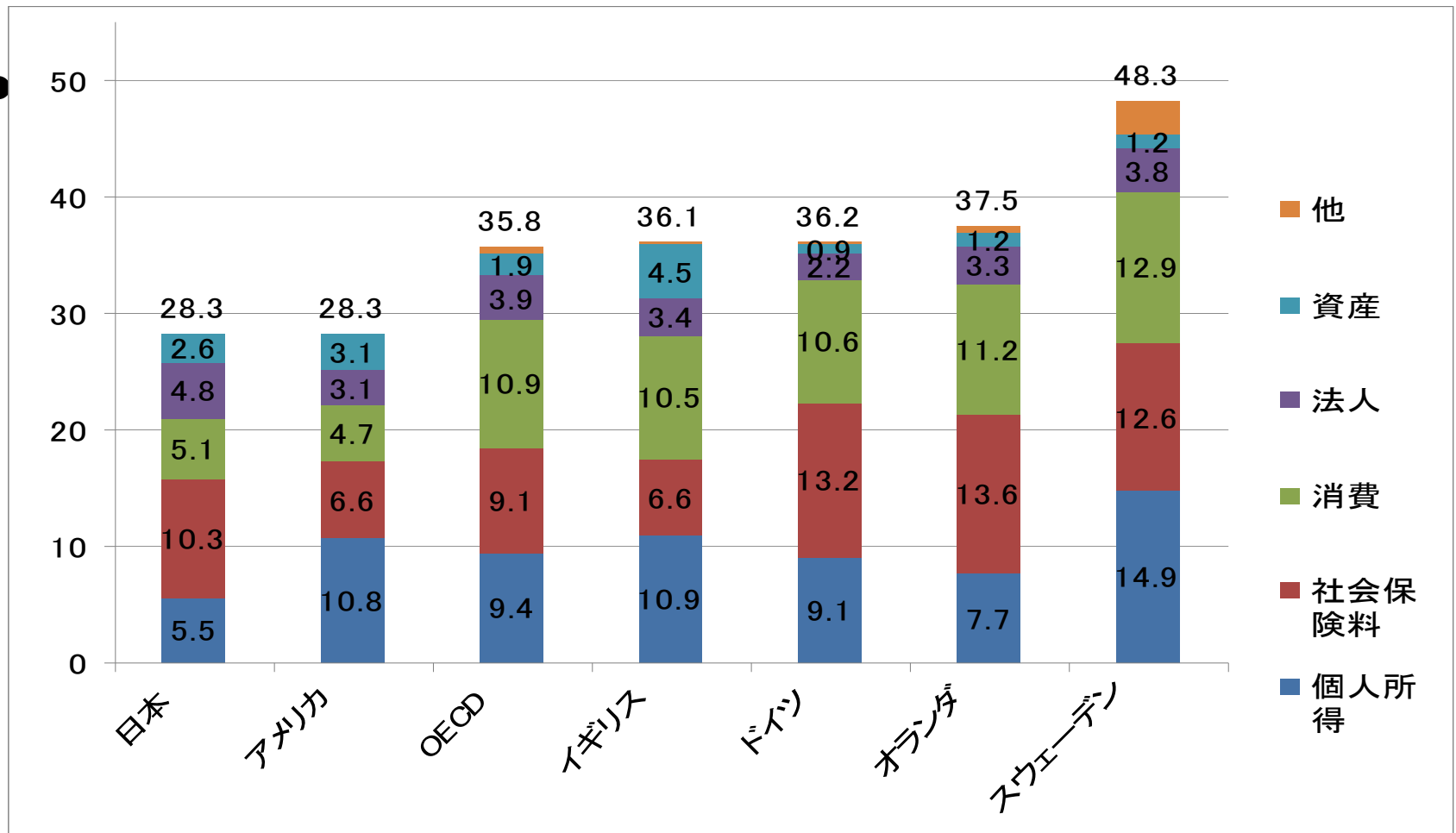
格差への対応－ 所得税の四位一体改革

- 所得税（給与所得への課税）の四位一体改革
 税収の確保、労働意欲への配慮、低所得者や
 若年労働者への対応、地方の財源確保

そのためには、

- 課税ベースを広く（所得控除の大幅カット）
- 最高税率を引き上げない
- 格差には税額控除（tax credits）で対応
- 地方所得税（課税ベース拡大）の強化による
 地方財源の確保

税・社会保険料負担の 対GDP比率 2007年(%)



(参考)スウェーデン税源構成 一 福祉と成長をどう両立させるか

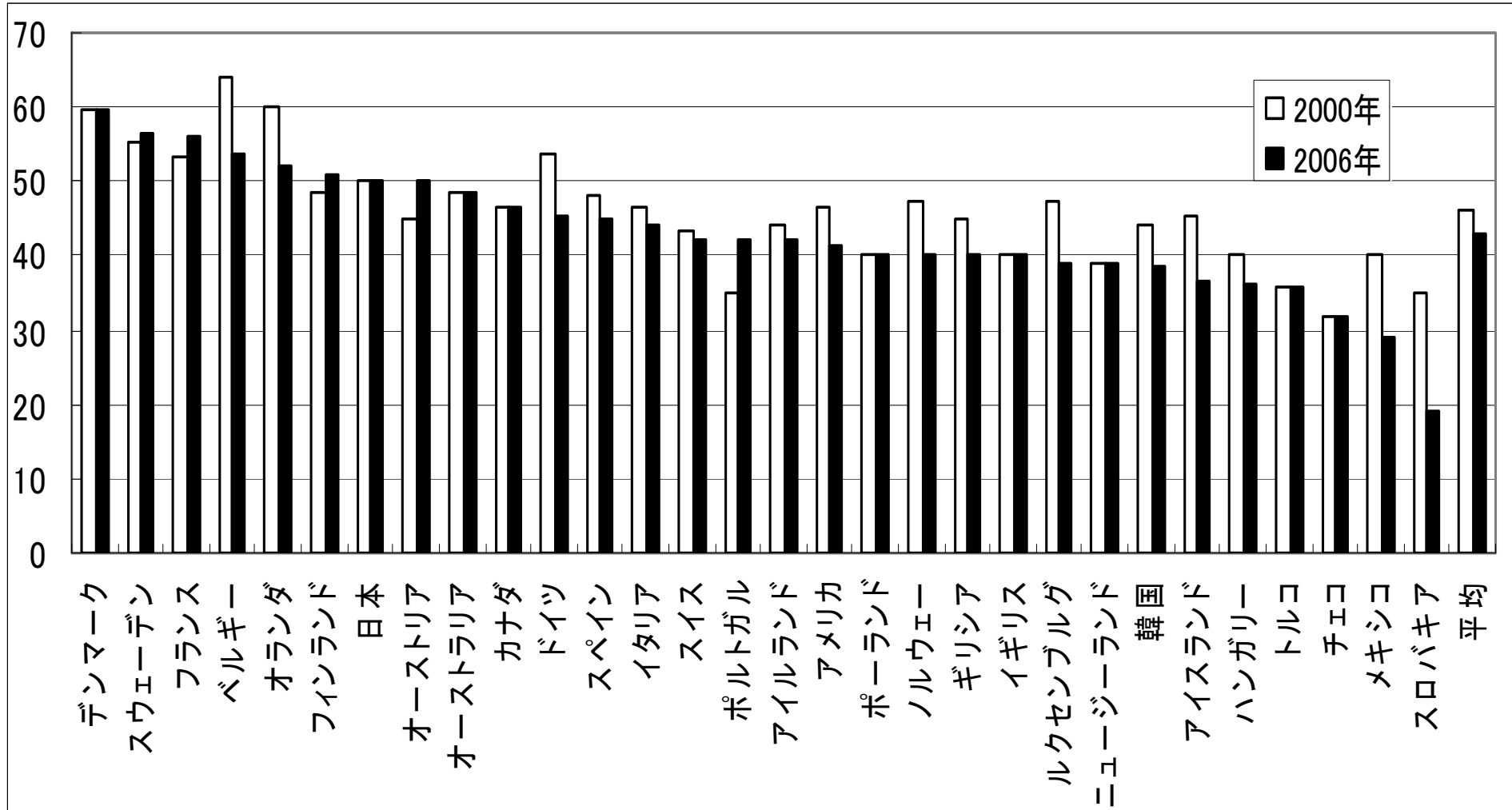
表 スウェーデンの税源構成(2004年、GDP比率%)

	家計	法人	合計
労働への課税			
勤労所得税	17.7		17.7
社会保険料	2.8	13.9	16.7
税還付額	-2.4		-2.4
付加価値税、物品税		13.1	13.1
資本への課税			
所得課税	0.5	2.8	3.3
資産課税	0.9	0.8	1.7
合計	19.6	30.7	50.6

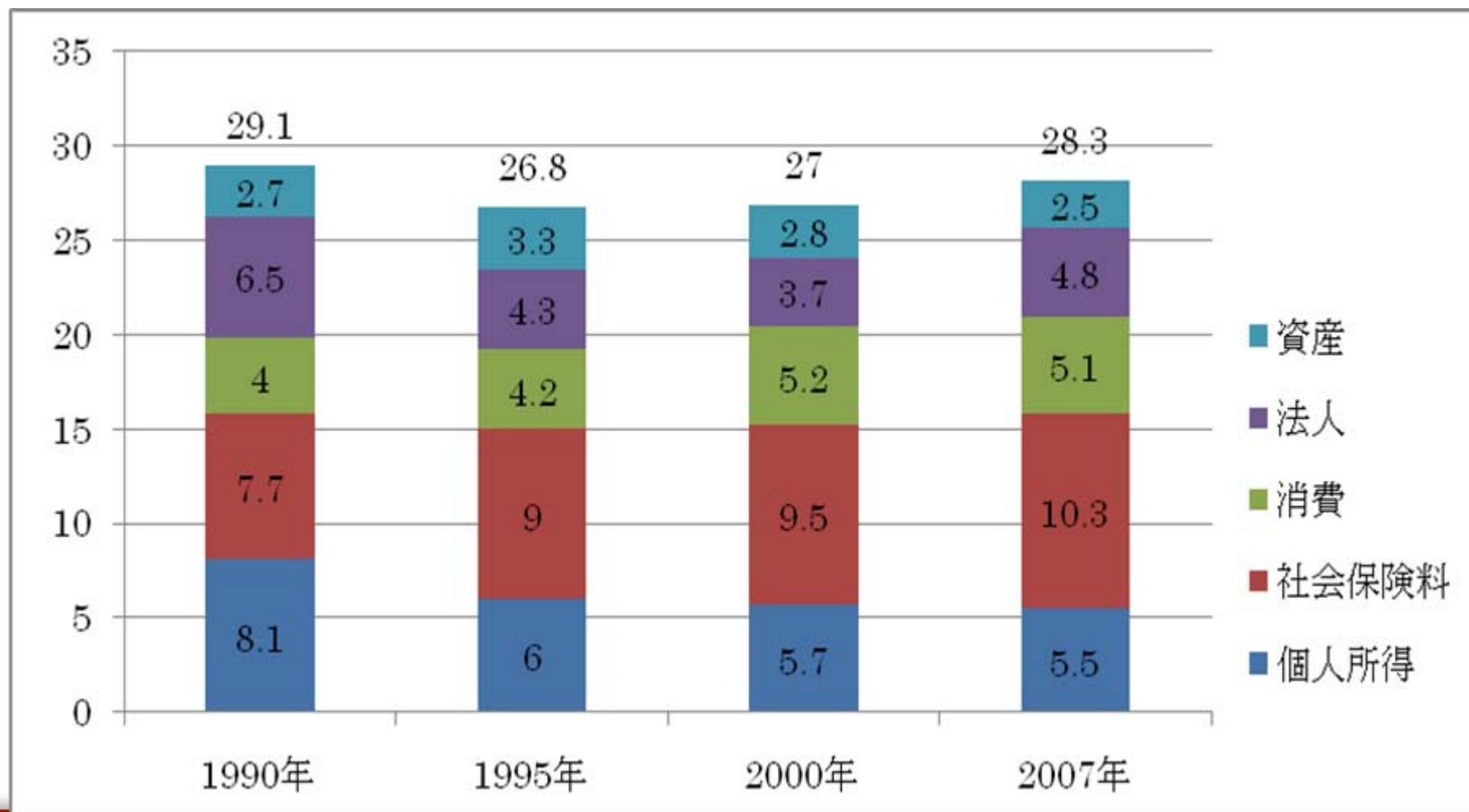
(出所) Sweden Tax Authority, *Taxes in Sweden*, 8 ページ、2008

<http://www.skatteverket.se/blanketterbroschyrer/broschyr/info/104.4.39f16f103821c58f680007193.html>

個人所得税の最高税率の推移



日本の税・社会保険料負担の 対GDP比率推移(%)



夫婦子供二人世帯(片働き、給与額は国内平均給与額)								(単位:%)
	世帯給与額	基礎控除	配偶者控除	扶養(児童)控除	社会保険料控除	勤労控除(給与所得控除)	他	控除合計(給与に占める比率)
日本	5026113円	7.6	7.6	15.1	12.2	30.7		73.2
アメリカ	40857ドル	43.8		17.1				60.9
イギリス	33473ポンド	18.0						18.0
ドイツ	43942ユーロ	17.4			10.0	2.1	0.2	29.7
オランダ	42363ユーロ				2.8			2.8
スウェーデン	348757クローネ	3.5						3.5

単身世帯(給与額は国内平均給与額)								(単位:%)
	世帯給与額	基礎控除	配偶者控除	扶養(児童)控除	社会保険料控除	勤労控除(給与所得控除)	他	控除合計(給与に占める比率)
日本	5026113円	7.6			12.2	30.7		50.5
アメリカ	40857ドル	21.9						21.9
イギリス	33473ポンド	18.0						18.0
ドイツ	43942ユーロ	17.4			6.6	2.1	0.1	26.2
オランダ	42363ユーロ				2.2			2.2
スウェーデン	348757クローネ	3.5						3.5

(注)オランダには基礎控除(所得控除)に代わる基礎税額控除がある。

日本の所得税－負担の実態

- 田近・八塩(2008)、厚生労働省『国民生活基礎調査』により2007年の給与所得者と年金所得者世帯の税と社会保険料の推計

結果→

- 所得控除が大きく、低中所得者のみならず、高所得者の税負担も大幅に軽減されている。
- ほとんどの世帯において、社会保険料の負担は、所得税に比べて大きい。
- 年金世帯の税と社会保険料負担は、給与所得世帯よりはるかに低い。

勤労世帯

所得階層	世帯数	課税所得比率	負担率				税+社保負担率	平均5月等価世帯消費(万円)
			所得税+住民税負担率	社会保険料負担率				
				医療・介護保険	年金保険			
I	591	1.1	0.2	9.9	9.9	19.8	20.1	14.22
II	913	4.5	0.8	6.3	5.7	12.0	12.8	13.10
III	1048	10.3	1.9	5.7	5.6	11.3	13.2	13.14
IV	1146	15.5	2.7	5.1	5.5	10.6	13.3	15.53
V	1251	22.2	3.8	4.8	5.3	10.1	13.9	15.99
VI	1409	26.0	4.3	4.7	5.3	10.0	14.3	15.02
VII	1659	32.2	5.4	4.4	5.4	9.7	15.1	15.75
VIII	1796	38.0	6.6	4.4	5.3	9.6	16.3	17.13
IX	1885	44.3	8.3	4.1	5.2	9.3	17.7	19.41
X	1824	57.6	13.8	3.7	4.5	8.1	22.0	23.75
合計	13522	39.2	8.0	4.3	5.1	9.4	17.4	17.03

年金世帯

所得階層	世帯数	課税所得比率	負担率				税+社保負担率	平均5月等価世帯消費(万円)	平均年金給付受給額(万円)
			所得税+住民税負担率	社会保険料負担率					
				医療・介護保険	年金保険				
I	997	0.0	0.0	10.7	1.7	12.3	12.3	9.66	67
II	1131	0.3	0.1	6.0	1.0	7.0	7.1	11.45	136
III	989	3.6	0.7	5.7	0.7	6.4	7.1	14.84	194
IV	893	11.3	2.0	5.7	0.6	6.3	8.3	16.90	253
V	787	17.2	2.9	5.5	0.6	6.2	9.0	17.18	302
VI	619	22.4	3.7	5.7	0.6	6.2	9.9	17.76	345
VII	366	27.3	4.4	5.3	0.7	6.0	10.4	19.65	385
VIII	227	34.1	5.4	5.0	0.8	5.8	11.3	20.16	429
IX	110	42.1	6.9	5.1	1.0	6.1	13.0	19.51	500
X	21	50.4	9.0	4.4	0.4	4.8	13.8	30.20	596
合計	6140	16.8	2.8	5.8	0.7	6.5	9.3	15.17	227

税額控除制度による効果

- **ステップ1: 所得控除の縮小**

基礎控除、配偶者控除および扶養控除の人的三控除を廃止し、公的年金等控除を現状の控除最低額70万円に縮小することにした。

- **ステップ2: 税率構造のフラット化**

日本の最高税率50%の引下げが課題であるが、ここでは税率構造は変えないこととした。

- **ステップ3: 社会保険料までを税負担とみなして還付**

社会保険料を上限として、所得税を還付し、社会保険料を軽減する。所得税の負担額は負となりうる。住民税では、支払った住民税の額までの還付しか行わないこととした。

勤労世帯

所得階層	税制改革前(A)		
	負担率		
	所得税 住民税	社会 保険料	税+社保 合計
I	0.2	21.1	21.3
II	0.9	12.6	13.4
III	1.9	11.6	13.6
IV	2.8	10.8	13.5
V	3.8	10.3	14.1
VI	4.4	10.1	14.4
VII	5.4	9.8	15.2
VIII	6.7	9.7	16.3
IX	8.3	9.3	17.7
X	13.8	8.1	22.0
合計	8.0	9.5	17.5

税制改革後(B)				
負担率				
(税額控除前)				税+社保 合計 (B)= (C)+(D)
所得税 住民税	社会 保険料	税+社保 合計 (C)	税額控除 (D)	
3.7	21.1	24.7	-9.0	15.7
6.1	12.6	18.7	-8.4	10.3
7.5	11.6	19.1	-7.9	11.3
7.8	10.8	18.6	-6.8	11.9
8.5	10.3	18.7	-6.0	12.7
8.9	10.1	18.9	-5.3	13.7
9.9	9.8	19.6	-4.6	15.1
10.8	9.7	20.4	-3.8	16.6
11.9	9.3	21.3	-3.1	18.2
16.4	8.1	24.6	-2.0	22.6
11.8	9.5	21.3	-3.9	17.4

税制改革 効果 (B)-(A)
負担率
-5.6
-3.1
-2.3
-1.7
-1.3
-0.8
-0.1
0.3
0.5
0.6
-0.1

勤労世帯 15歳以下扶養家族あり世帯

所得階層	税制改革前(A)		
	負担率		
	所得税 住民税	社会 保険料	税+社保 合計
I	0.1	23.0	23.1
II	0.5	12.7	13.2
III	1.5	11.3	12.9
IV	2.5	10.6	13.1
V	3.5	10.1	13.6
VI	4.3	9.9	14.2
VII	5.5	9.7	15.2
VIII	7.0	9.5	16.4
IX	8.8	9.0	17.8
X	14.0	7.7	21.8
合計	6.8	9.5	16.4

税制改革後(B)				
負担率				
(税額控除前)				税+社保 合計 (B)= (C)+(D)
所得税 住民税	社会 保険料	税+社保 合計 (C)	税額控除 (D)	
4.6	23.0	27.6	-12.6	15.0
7.4	12.7	20.0	-11.0	9.0
7.9	11.3	19.2	-9.5	9.8
8.2	10.6	18.8	-8.1	10.7
8.8	10.1	18.9	-7.0	11.9
9.4	9.9	19.3	-6.1	13.3
10.7	9.7	20.4	-5.3	15.1
11.9	9.5	21.3	-4.5	16.8
13.1	9.0	22.1	-3.8	18.2
17.5	7.7	25.2	-2.7	22.5
11.7	9.5	21.2	-5.3	15.9

税制改革 効果 (B)-(A)
負担率
-8.1
-4.2
-3.1
-2.4
-1.8
-1.0
-0.1
0.4
0.4
0.7
-0.5

年金世帯

所得階層	税制改革前(A)		
	負担率		
	所得税 住民税	社会 保険料	税+社保 合計
I	0.0	12.4	12.4
II	0.1	7.0	7.1
III	0.7	6.4	7.1
IV	2.0	6.3	8.3
V	2.9	6.2	9.1
VI	3.7	6.3	9.9
VII	4.4	6.0	10.4
VIII	5.4	5.8	11.3
IX	6.9	6.1	13.0
X	9.0	4.8	13.8
合計	2.8	6.5	9.3

税制改革後(B)				
負担率				
(税額控除前)				税+社保 合計 (B)= (C)+(D)
所得税 住民税	社会 保険料	税+社保 合計 (C)	税額控除 (D)	
0.5	12.4	12.9	-6.6	6.3
3.6	7.0	10.6	-6.0	4.7
6.6	6.4	13.0	-6.0	7.0
8.1	6.3	14.4	-5.1	9.3
8.7	6.2	14.8	-4.6	10.2
9.1	6.3	15.4	-4.1	11.2
9.6	6.0	15.6	-3.9	11.8
10.4	5.8	16.3	-3.4	12.9
11.9	6.1	18.0	-3.0	15.0
13.7	4.8	18.5	-2.5	16.0
7.9	6.5	14.5	-4.7	9.7

税制改革 効果 (B)-(A)
負担率
-6.1
-2.4
-0.2
1.0
1.2
1.3
1.4
1.6
2.0
2.2
0.4

税額控除制度による改革効果

- 【児童への配慮】22歳以下で所得ゼロの子供を持つ家族にはとくに配慮をして、世帯主の所得だけではなく、同居する世帯員の税額から子供の分の税額控除額を引くことができた。
- 【効果】
 - 所得税で5.26万円、住民税で5.74万円還付。
 - **再分配効果の強化**— 税と社会保険料負担の合計でみて、低所得層の負担軽減、高所得層の負担増
 - **税込合計額を増やしつつ、低所得層総合負担軽減も可能。**

納税者番号制度— 適正課税と利便性のための基盤整備

- 適切な税額控除（税還付）を行うには、納税者側の協力が不可避である。
- 管理するための番号から、税還付を適切に行うために不可欠な制度であるという、納税者の便宜のために必要な番号という考え方への変換
- すなわち、
番号制度とは、
適正課税・利便性のための制度基盤である。

ドイツ(税務識別番号)

- 2003年に税務識別番号を創設、2009年から税務の一部に利用開始
- 長年のプライバシー懸念を克服したのは、
 - ①ITの浸透と国民意識の変化、②課税の公平確保の必要性(番号導入以前は連邦の統一的な管理なく市町村毎に課税の基礎となる住民台帳データを管理)、③番号による利便性
- 番号の利用は、法律上、税務に限定

イギリス(国民保険番号・NINO)

- 税・保険料ともに歳入関税庁が賦課徴収し、国民保険番号は、給付を行う雇用年金省と共同で管理
- 当初国民保険料の管理用として導入。その後、各種給付の統一番号となり、税務の一部へも拡大。現在、他の行政分野にも拡大中
- まず雇用年金省が児童手当番号を付与(児童手当給付用)し、歳入関税庁が15歳9ヶ月時点で国民保険番号に変更し、カードも発行
- 税務利用の拡大への障害はITシステム。歳入関税庁内のデータ連携が課題

オランダ(市民サービス番号・BSN)①

- 財務省内部で利用していた個人識別番号からスタート。当初は、プライバシー懸念から、利用を税務に限定(86年)。次いで社会保障に拡大し、「税務・社会保障番号」(SoFi)に(88年)
- BSN(SoFiを利用。名称変更し、利用範囲も拡大)は2000年に内務省が提案、2007年に導入
- 2010年以降、国民の利便性向上・行政効率化のため、あらゆる政府機関において番号を使用する義務
- 財務省から、住所変更等を迅速に把握できる内務省に移管

オランダ(市民サービス番号・BSN)②

- 完全なワン・ストップ化。ひとつの政府機関が入手した個人情報
を全ての政府機関において電子的に共有・利用(業務に必要な
範囲に限定)することを目指している。
- ただし、プライバシー保護の観点から、どの個人情報項目をど
の政府機関が保有しているか公表されている。また、国民には、
個人情報の利用履歴の閲覧、情報訂正権も認められている。
- 民間利用には根拠法が必要。病院・教育においては既に本人
確認等に利用、金融機関においても利用予定。
- 番号の携行を義務付け。番号専用のカードはなく、運転免許証
等に氏名・写真等とともに番号が記載。

スウェーデン(個人識別番号・PIN)①

- 個人識別番号が生活に深く入り込んでおり、税・保険料の徴収、手当の支給に欠かせないものとなっている。
- 出生時に、全国民に個人識別番号を付番。銀行口座開設やクレジットカード決済、医療受診など、あらゆる場面で必要。
- 職場や銀行が所得情報(勤労所得と資本所得)を課税庁に送付。それをもとに、課税庁が各納税者の納税申告書を自ら作成し、納税者に送付。納税者はチェック(必要に応じて訂正)して返送。

スウェーデン(個人識別番号・PIN)②

- 納税申告書には勤労所得税額(国・地方)、年金保険料負担額、資本所得税額が記載(源泉徴収された額や税額控除額も記載)。納税者はそれらの総額を、一括で課税庁に納付。
- その後、課税庁は納付された税収を国・地方自治体・年金基金に分配。その際、個人識別番号が活用される。
(NDC方式の年金であることや、地方自治体ごとに勤労所得税率が異なること、などのため個人識別番号での管理が必要)。
- 個人識別番号は税だけでなく、手当の支払いや医療費の管理にも活用。